

第3回多摩市手話言語条例検討会 要点録

日時	令和6年5月22日（水） 18:30～20:30		場 所	多摩市役所 301・302会議室
出席者 （敬称略）	委員 ※敬称略	大杉、安部、大石、森、木多、三宅、一桷、川崎		
	障害福祉課 （事務局）	伊藤、平松、今野、薄井		
欠席者	委員 ※敬称略	なし		
記録者	事務局			
項目	1 開会 2 会議の公開について 3 （仮称）多摩市手話言語条例素案について （1）第2回検討会での意見に対する対応について （2）条例素案の内容について 4 閉会 配布資料 【資料1】第2回多摩市手話言語条例検討会での意見に対する対応 【資料2】（仮称）多摩市手話言語条例素案（修正前） 【資料3】（仮称）多摩市手話言語条例素案（修正後） 【資料4】多摩市手話言語条例素案新旧対照表			
詳細				
1 開会	【座長】 委員の出席が定足数に達しているため、第3回多摩市手話言語条例検討会を開会する。 ～開会～ 事務局より配布資料1～4の説明、過不足の確認を行った。			
2 会議の公開について	本会議については原則通り公開となった。			
3 （仮称）多摩市手話言語条例素案について	事務局より資料1～資料4について説明。 【座長】 議論を始める前に議会へ上程するまでのスケジュールを確認したい。 8月末にパブリックコメントを実施するということであるが、条例素案の完成のデッドラインはいつになるのか。			

	【事務局】 本日の検討会での意見を踏まえ、庁内の手続きを進めるのと並行して、８月に第４回の検討会を開催する。 次回検討会では条例素案を固め、８月下旬からのパブリックコメントに臨む。 その後は第４回の検討会で出た意見を踏まえた条例原案を確定させ、１２月議会へ上程することになる。 条例素案のデッドラインについては、第４回検討会と考えている。 【座長】 本日の意見については各団体（委員）が持ち帰り、新たな意見も出ることかと思う。大きな修正ができるのは今回が最後だと思うので、本日で大きな方針を固めたい。 資料１について１～１２まで順を追って確認していきたい、よろしいか。 【委員】 今のタイミングで質問していいことかわからないが、資料３の第６条が「事業者の責務」となっている。 事業者に対して責務としている自治体はほとんどない。 今回、なぜ責務としたか伺いたい。 このままでいくとパブリックコメントで強い反発が出てくることを危惧しているが、どうだろうか。 【座長】 その意見は資料１の１３番目の課題として、後ほど事務局に回答してもらうこととする。 資料１の１について意見はあるだろうか。 この内容でよいと思うが、条例制定後、市民へわかりやすく伝える方法を考えていく必要があると思う。 例えば、盲者向けに音声版、ろう者向けに手話版を作成する等の検討が必要になる。 また、逐条解説については別で専門家の意見も伺いながら作成していくことになるという認識でよろしいか。 【事務局】 逐条解説は基本的に事務局で作成するが、庁内の専門家にも意見を伺い、また、委員の皆様の見解も踏まえながら完成させたい。 【副座長】 聴覚障がい者理解の促進のためにも、ぜひ、手話言語条例の手話版の解説を作ってもらいたい。 【座長】 資料１の２について、副題を付けることは難しいが、条例名に文言を追加することは可能とのことと説明があった。 詳しく説明してもらえだろうか。 【事務局】 主題に文言を付け加えることができるという認識である。
--	---

	例えば「みんなで進める多摩市手話言語条例」であるとか、オリジナリティを出すことは可能である。 【座長】 先ほどの説明を踏まえて意見はあるだろうか。 【副座長】 個人的にはどちらでもよいが、いい案があれば付け加えてもいいかなと思う。 【委員】 手話言語条例という名称は関係者には馴染みがあるが、関係者以外からは疎外感を感じて自分には関係がないと考えてしまうのではないか。 もっと市民に近づくような条例名がよいと思う。 【座長】 市民の立場から何か意見はあるだろうか。 【委員】 市民に訴えかけるものがあるといいと思う。 差別解消条例の際と同様にみんながわかりやすい条例名にするのもよいと思う。 【座長】 実際のところ差別解消条例はどうなっていたのだろうか。 【事務局】 差別解消条例の正式名称は「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」である。 多摩市らしさを出すために条例名を工夫したと聞き及んでいる。 【座長】 例えば「手で語る多摩市手話言語条例」のように接頭語を付ける方法もあると思う。 他にいい案があれば、後で事務局に提出してもらいたい。 【委員】 前回検討会で「幸福都市多摩市手話言語の理解とその普及促進のための条例」という案を出した。 まだじっくりしていない部分もあるので、いい案が出ればよいなと考えている。 目的を短くまとめた言葉が頭につくとよいのではないかなと思う。 【座長】 いい案があれば事務局に提出してほしい。逆にそのまま「多摩市手話言語条例」がよいという場合も事務局に報告してほしい。 続いて資料１の３について意見はあるだろうか。 【委員】 「聞こえないことが社会の障壁ではない」と意見に対して、修正は「聞こえないことが社会の障壁にはならない」とある。 若干ニュアンスの違いを感じる。 【事務局】
--	---

	これから手話やろう者への理解を深めていく市民が条例を読むことを考えて「聞こえないことが社会の障壁ではない」という言い方よりも「聞こえないことが社会の障壁にはならない」とした方が飲み込みやすいと考え、「にはならない」とした。 【委員】 社会と障壁では対比として違和感がある。 「社会活動の障壁」の方が言葉としては正しいと思う。 【座長】 条例文にも文の流れがある。これを考慮しながら条例文を作成する必要があると思う。 座長案としては「社会参加の障壁」としてもらいたい。 障がい者は社会参加することが大きな目的であり、多くの市民にもなじみがある言葉であるから「社会参加」という言葉にしてほしい。 【座長】 資料１の４について意見はあるだろうか。 【副座長】 事務局案に賛成である。 【座長】 意見がない場合は先に進めていくので、意見がある場合は挙手をお願いしたい。 資料１の５について意見はあるだろうか。 意見がないようなので次に進めたい。 資料１の６について意見はあるだろうか。 ここで改めて全員と共有したい。これは条例ではなく目標・理念ではあるが、今後具体的に方針を決め、施策を進めることで、我々の求める共生社会とは何かをはっきり表す目的があると思う。これから先、様々な意見を交換し、具体的な施策に取り組んでいくことになる。 意見がないようなので次に進めたい。 資料１の７について意見はあるだろうか。 これも難しい面がある。条文をわかりやすくシンプルに表現する目的があると思う。 理解できる内容であるから、このままで進めたいと思う。 資料１の８について意見はあるだろうか。 【委員】 サークルの中でも学校教育・職場等で手話を普及してほしいという意見が多くあった。 現状、授業のコマ数等で制限があるとのことで、教育について取り入れることが難しい部分があることは理解した。 この修正案の「全ての市民」という言葉に想いを載せて、未来に期待したいと思う。 【座長】
--	--

	つまり「全ての市民」には賛成ということだろうか。 【委員】 本音を言えば具体的な表現があるといいと思うが、資料１の１２に「具体的な施策は条例制定後に考えていく」と記載があるため、ここでは「全ての市民」という言葉に想いが含まれていると理解した。 【座長】 「全ての市民」だと幅が広く感じる場合もある。 例えば「児童を含む全ての市民」なんていう表現もあるが、学生までの年齢を表すとどんな表現になるのか。 【事務局】 学校教育法の中では幼稚園児が幼児、小学生が児童、中学生・高校生が生徒、大学生・高等専門学校生が学生といわれている。 【委員】 教育に結びつくような言葉が入るとよいと思う。 【事務局】 事務局で修正させていただいた点は２点ある。 １点は、手話の観点から現在でも口話教育というものが残っている。 行政では、そういった立場の方のことも含めて考える必要があることがある。 続いて、あえて「全ての市民」としたのは、全ての基本として「多摩市自治基本条例」があり、そこでは「市民」の定義が多摩市に在住する者だけではなく、在勤、在学、市内で活動する事業者から非営利団体までが含まれている。したがって、「全ての市民」と表記することで、多摩市在住者だけではなく、在勤、在学する方にも手話を学ぶ機会を設けていくという気持ちがある。 「全て」を漢字にするか、ひらがなにするかはもう一度精査したい。 【委員】 学校教育で手話の教育について取り上げることができないというのは、市の姿勢の問題であると思う。他の自治体、例えば神戸市では学校教育について記載されている。 多摩市の場合は教育委員会が尻込みしているように感じる。きちんと教育委員会に理解してもらえるように努力すべきである。 【事務局】 重要な指摘だと思う。 こちらでも調べているが、学校教育の現場は都道府県が決めている。 例えば近隣でいくと千葉県では県の手話言語条例の中に学校における手話等の普及という形で記載がされている。 母体となる都道府県が手話教育について明記されている場合は手話に関する授業を取り入れることができるが、今回学校教育の項目を盛り込むことは難しいためこういった表現となった。 【座長】
--	--

	日本全国様々な考え方がある。 防災なんかもそうであるし、教育についても都道府県、自治体毎にも考え方がある。 学校教育に触れるとなると、その他、災害や福祉の項目等にまで触れる必要が生じてくると思う。 条例案のバランスを考えると学校教育について個別に触れるのは難しいと思う。 「全ての市民」か「市民」にするかは意見を事務局に伝えてほしい。 【委員】 「全て」を「すべて」と表現した方が柔らかい感じがするため「すべて」としてほしい。 【座長】 資料１の９について意見はあるだろうか。 手話通訳者とサークルの立場からは意見はあるか。 【委員】 「育成」という言葉にどのような意味が含まれているのだろうか。 例えば市で行っている手話講習会は「養成」という名目であり、これは手話通訳者の確保というところで網羅されていると思う。 意見にある技術の向上について「育成」という一言で解決できるのか。 【事務局】 「育成」という意味については、市として手話通訳者を育てていくという意味合いになる。 捕捉として厚生労働省の通知では手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等と表記されている。「養成」には手話通訳者を養成することに主眼を置いており、ここでは「育成」と表記することで物事を広くとらえる意味合いもある。 【座長】 私は事務局の考え方に近い。 わかりやすい言葉で表すと「人材育成」という言葉もあり、その場にあわせて必要なスキルを磨くということは「育成」という言葉が一般的に理解できるのではないか。 続いて資料１の１０について意見はあるだろうか。 【副座長】 ろう児や難聴児に対しての相談窓口は設置されているのだろうか。 【事務局】 相談窓口としては母子相談や就学相談があり、そこから必要に応じて障害福祉関係などの各機関へ繋ぐ仕組みになっている。 【座長】 資料１の１１については、これまでの意見交換の中で解決しているので１２へ進めたい。 資料１の１２について意見はあるだろうか。 意見はないようなので次に進みたい。
--	--

	今回の検討会の中で追加となった１３番目の指摘について事務局から回答をもらいたい。 【事務局】 「事業者の責務」については、他の自治体でも「責務」と表現している自治体もいくつか散見される。 条例を作成する中で、差別解消法の趣旨やこれまで聴取した意見も踏まえ、あえて「責務」というやや重い表現としている。 【座長】 捕捉として「障害者差別解消法」が改正された関係で事業者の「合理的配慮の提供」が義務化された。法律と照らし合わせて考えてみても、条例で「事業者の責務」と表現することは問題ではないと考えている。 当事者として考えても、「責務」という表現でいいのではないかと考えている。 ただ、当事者と聞こえる人とは見方も変わってくるとも思う。 社会福祉協議会としてはどう考えているだろうか。 【委員】 「責務」と「役割」で強さの度合いに違いはあるように感じるが、あえて強い表現にすることで理解を深めることにも繋がるかと思う。 【座長】 市民の立場から意見はあるだろうか。 【委員】 このままでよいと思う。 【座長】 当事者からは意見があるだろうか。 【副座長】 「責務」という表現に賛成です。 あいまいな表現になるよりは重い意味の方がよいと思う。 【委員】 「責務」のままでよいと思う。 【委員】 事業者や団体を動かすには「責務」という表現の方がよいと思う。 【委員】 「責務」のままでよいと思う。 「市の責務」「事業者の責務」「聴覚障がい者関係団体等の責務」とあるが、お互いに責任を持ち、努力して、変化をもたらすためにも「責務」という表現は重要な言葉だと思う。 【座長】 第４条から第７条までの言葉のバランスはよく練られて作られていると思う。 【委員】 多摩市の覚悟がよく分かったので「責務」という表現に納得しました。 賛成します。
--	---

	【座長】 おおよその意見交換が終わった。 5分間時間をとる。ここからは資料3と4を参考にしながら意見があるか考えてほしい。 ～5分経過～ 意見はあるだろうか。 【副座長】 今後、条例文の見直しは行う予定だろうか。 第10条の委任について、これは条例文を変える際には市長の決定をもって行うということなのだろうか。 また、第8条にIT技術の発展及び社会実装を踏まえながらと記載があるが、新しいものだけではなく、これまでのものも大事にしていきたいと考えている。 【事務局】 あくまでも意思決定の長は市長であることから一般的な表現として記載している。 改正等については、社会の動向も踏まえながら決めていくことだと考えているため、あえて定期的な見直しについて記載はしないこととした。 実際には多摩市聴覚障害者協会や関係団体、市民と協議・意見交換を進めていく中で、改正等の必要が生じた際には障害福祉課を中心に対応していくことになる。 【座長】 他に意見はあるだろうか。 【委員】 改正をする場合は、障害福祉課が必要性を考え、市長が決定することとなるのか。 【事務局】 最終的には議会で決めることとなるが、内部手続きを進めていくのは障害福祉課が中心になる。
4 閉会	【座長】 最後に意見交換の中で漏れている事項はあるだろうか。 【事務局】 意見については改めて提出してもらい、それを踏まえて考えていきたい。 【座長】 意見の提出期限はいつまでとするのか。 【事務局】 6月30日（日曜日）までに意見を提出いただきたい。 【座長】 大きく変えることができる最後の機会であるので、各自でよく考えてもらい、事務局へ意見を提出してほしい。 これにて第3回多摩市手話言語条例検討会を終わりたい。 事務局から次回検討会について説明してもらいたい。 【事務局】

	次回検討会は7月31日（水曜日）か8月2日（金曜日）か8月7日（水曜日）の同じ時間に開催したいと考えている。 改めてメールで調整させていただきたい。 ～閉会～
--	--